

(株) J T B 総合研究所
2023 年 6 月 26 日作成

上記書籍発行後、記載事項に誤りおよび規則の変更等がありましたのでご案内申し上げます。
あわせてテキスト内容については、下記の通り訂正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

1. 訂正箇所

訂正箇所	訂正内容	
P37 (1) 受領手続 ①必要な書類	現行	3) 現有旅券（申請時に返納していない場合）
	訂正	3) 現有旅券（所持している場合）
P38 申請に必要な書類一覧	現行	・過去 5 年以内に・・・上記の発給手数料に 4,000 円を加えた額となる。
	訂正	・過去 5 年以内に・・・上記の発給手数料に 6,000 円（国 4,000 円、都道府県 2,000 円）を加えた額となる。
P46 (1) 査証の要・不要 ① 査証免除国 表中および(注3)	現行	メキシコ（注3） （注3）FMM（入国カード）が必要（電子入国カードあり）
	訂正	メキシコ 入国カードが廃止されたため（注3）を削除 （注4）→（注3）、（注5）→（注4）
P61 ④入国審査	現行	6) メキシコのように・・・国もある。
	訂正	削除
P207 理解度チェックー2 問1	現行	⑨ B 最長 180 日の滞在は査証不要。但し FMM（入国カード）が必要。
	訂正	⑨ B 最長 180 日の滞在は査証不要。
P208 理解度チェックー3 問2	現行	① ○ 両国とも・・・しており、出国手続きは行なわれない。
	訂正	① ○ 両国とも・・・しており、出入国手続きは行なわれない。

2. 韓国のK-E T Aの一時停止について

テキスト P63 に記載の韓国の K-E T A については、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの期間、日本を含む 22 か国については一時的に適用免除となりました。但し、この場合従来通り出入国書類の提出が必要となります。

以上